1　警察の誕生と仕組み

Ｑ１　日本の警察は、いつごろできたのですか。

Ａ　日本の警察制度は明治の初めにヨーロッパの制度を手本にできました。

明治５年９月（１８７２年）に、川路利良が１年間ヨーロッパで警察制度を調べ、明治６年１１月に内務省が、明治７年１月に警視庁がつくられました。これが日本の警察制度の始まりです。

Ｑ２　警察は、なぜ「警察」というのですか。

Ａ　「警察」という言葉は、明治の初めにヨーロッパから警察制度を取り入れたときにできました。「警」は、社会に犯罪や事故が起きないよう警戒すること。「察」は、犯罪や事故が起こるのを防ぐために、それをあらかじめ知ることの意味で、国民を犯罪や事故から守る仕事として「警察」という言葉が作られたのです。

Ｑ３　警察のマークには、どのような意味があるのですか。

Ａ　警察のマークは、「日章」や「旭日章」等と呼ばれ、「東天の旭日の意気」に由来するものといわれています。

「東天の旭日」とは、東の空から昇る朝日（太陽）のことです。

そして、国民生活の安全と安心を守るシンボルマークとして大きな役割を果たしています。

Ｑ４　警察は、どのような仕事をするのですか。

Ａ　私たちの社会は、いろいろな暮らしをしている多くの人たちからできています。もし、私たち一人一人が自分勝手なことをしていたら、住みにくい社会になってしまうでしょう。

そのようなことがないように、国や県では法律や決まりを作って、やって良いことと悪いことを決めています。そしてこの決まりを一人一人がきちんと守って、みんなが安全で楽しく暮らせるようにお手伝いするのが、警察の仕事です。

○　「警務」という仕事

警察官が働きやすい環境をつくります。健康や仕事の管理をはじめ、学校からの見学会があるときには、受付なども行っています。

○　「生活安全」という仕事

こどもが悪いことをするのを防止したり、みなさんが犯罪にあわないための指導や、行方不明者や迷子の保護などを行っています。

○　「地域」という仕事

交番や駐在所で道案内をしたり、落とし物の届出を受けます。また、みなさんの安全を守るために街をパトロールしたり、家庭を訪問して、みなさんが住んでいる町の犯罪や交通事故についてお知らせし、犯罪や事故にあわないための指導を行っています。

○　「刑事」という仕事

みなさんがテレビドラマで知っているとおり、殺人や泥棒などの事件を調べて、犯人を捕まえたり、暴力団からみなさんを守る仕事です。

○　「交通」という仕事

人や車が道路を安全に通行できるように、交通ルールやマナーなどを指導したり、交通違反を取り締まる活動を行っています。

○　「警備」という仕事

国の重要な人たちを守るほか、生活の安全を脅かすテロやゲリラなどの犯罪を取り締まったり、台風や地震などの災害が起きたときに、みなさんを守る仕事です。

Ｑ５　警察は、どのような仕組みになっているのですか。

Ａ　日本の警察は仕事をやりやすくするために、それぞれの都道府県に「警察本部」を置いています。

千葉県の場合は、「千葉県警察本部」があり、その下に３９の「警察署」（令和７年４月１日現在）があります。

警察署の中には、犯人を捕まえて取り調べる「刑事課」、交通事故の捜査や交通違反の取締りを行う「交通課」、また、少年補導や取締りを行う「生活安全課」などがあるほか、みなさんの住んでいる地域に「交番」や「駐在所」があります。

Ｑ６　警察は、事件や事故で被害にあったり、巻き込まれた人には何かしてくれるのですか。

Ａ　犯罪にあった人や、その家族などは、事件や事故のことで心に大きなショックを受けたり、日々の生活に困ったり、身体に障害が残ったり、いろいろな問題に苦しめられることがあります。

警察は、こうした犯罪にあった人たちに、

- ○　事件のことや、これからの生活の不安を軽くするための相談やカウンセリング
- ○　警察や裁判所などで行われることなどを分かりやすくまとめた本を渡したり、犯人が捕まったかなどの捜査の進み具合の連絡
- ○　重大な被害を受けた人への経済的な支援

など、被害にあった人たちが少しでも早く元の生活に戻れるように支援活動をしています。